

令和3年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年12月23日（木） 午前9時から午前10時15分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
欠	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

推進委員

欠	有馬 研一	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	鶴田 勉
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	欠	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	立元 和揮	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	楠園 隆幸		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員 局 長 西迫 博
 次長兼農地係長 下原 隆二
 振興係長 井手口 剛
 主 査 関口 実
 主 査 池畑 信幸
 主 査 下仮屋 重博
 主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）

主 査 鳥巢 良和 (申良総合支所産業建設課)
主任主事 柳井谷 晃志 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
- ・農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用 (形質) 変更届の専決処分について

[その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 藏ヶ崎 俊光 委員 ・ 郷原 実行 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年12月23日(木) 開会 午前9時 閉会 午前10時15分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第9回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、中塩屋委員・本田委員の2名です。

出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、有馬委員・松元委員の2名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号13番の藏ヶ崎委員と、14番の郷原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第72号、1頁から52頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和3年12月24日です。合計面積は、15万1千626.82㎡、うち更新分6万4千390.32㎡、内訳、田2万405㎡、畑12万3千960.82㎡、樹園地7千261㎡です。利用権を設定する者41人、設定を受ける者34人です。始期は、いずれも令和4年1月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、8年10ヶ月、10年です。

次の3頁から24頁は、設定期間、設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4頁の3番までは設定期間が1年です。3頁1番は、賃借権で新規設定。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で再設定。

次の4番は、設定期間が2年で、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番6番は設定期間が3年です。5番は、賃借権で再設定。6番は、使用貸借権で再設定。

次に、6頁、7番は、設定期間が4年で、賃借権で新規設定。

次の8番から14頁22番までは設定期間が5年です。6頁8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、使用貸借権で新規設定。20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番から16頁27番までは、設定期間が6年です。23番は、使用貸借権で新規設定。24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番26番は、賃借権で再設定。

次に、16頁、27番は、賃借権で再設定。

次の28番は、設定期間が8年10ヶ月で、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番から24頁41番までは、設定期間が10年です。17頁29番30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番34番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、35番36番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、37番38番は、使用貸借権で再設定。

次に、22頁、39番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、23頁、40番41番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁から24頁までの合計41件の利用権設定ですが、22頁、39番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、上野委員に退席をいただき審議します。

（上野委員：退席）

22頁、39番について事務局の説明をお願いします。

井手口 　22頁の39番は、借人上野委員が、賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　上野委員に係る22頁、39番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（上野委員：着席）

上野委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、残りの 40 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議長 次に、25 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、25 頁から 32 頁です。25 頁で説明します。

公告年月日は令和 3 年 12 月 24 日、合計面積は、3 万 4 千 385 m²です。うち、田 1 万 8 千 649 m²、畑 1 万 5 千 736 m²です。所有権を移転する者 11 人、所有権の移転を受ける者 9 人です。

次の 26 頁 1 番から 32 頁 12 番までは、全て所有権移転協議成立したのですが、30 頁 10 番が農業委員会の取決め制限に、31 頁 12 番が議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 12 件ですが、30 頁、10 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき、審議します。

(中牧委員：退席)

30 頁、10 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 30 頁の 10 番は、受人の中牧委員が、所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中牧委員に係る 30 頁、10 番の所有権移転協議成立の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、31 頁、12 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

31 頁、12 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 31 頁の 12 番は、受人福元副会長が代表を務める法人が、所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る 31 頁、12 番の所有権移転協議成立の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの所有権移転協議成立 10 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、33 頁から 52 頁です。33 頁で説明します。

公告年月日は、令和 3 年 12 月 24 日です。合計面積は、14 万 1 千 953 m²で、うち、田 9 千 161 m²、畑 13 万 2 千 792 m²です。利用権を設定する者 33 人、利用権の設定を受ける者 12 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 3 年 12 月 31 日で、設定期間は 5 年、10 年です。

34 頁をご覧ください。1 番から 35 頁 3 番までは、設定期間が 5 年です。34 頁 1 番 2 番は、賃借権。

次に、35 頁、3 番は、賃借権。

次の 4 番から 52 頁 34 番までは、設定期間が 10 年です。35 頁 4 番は、賃借権。

次に、36 頁、5 番 6 番は、使用賃借権。

次に、37 頁、7 番は、使用賃借権。8 番は、賃借権。

次に、38 頁、9 番は、賃借権。

次に、39 頁、10 番 11 番は、賃借権。

次に、40 頁、12 番は、賃借権

次に、41 頁、13 番は、賃借権。14 番は、使用賃借権。

次に、42 頁、15 番は、賃借権。16 番は、使用賃借権。

次に、43 頁、17 番 18 番は、賃借権。

次に、44 頁、19 番 20 番は、賃借権。

次に、45 頁、21 番は、賃借権。22 番は、使用賃借権。

次に、46 頁、23 番 24 番は、賃借権。

次に、47 頁、25 番 26 番は、賃借権。

次に、48 頁、27 番は、賃借権。

次に、49 頁、28 番 29 番は、賃借権。

次に、50 頁、30 番 31 番は、賃借権。

次に、51 頁、32 番 33 番は、賃借権。

次に、52 頁、34 番は、賃借権。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、34 頁から 52 頁までの合計 34 件の中間管理権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、53 頁、議案第 73 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 73 号、53 頁から 62 頁です。今回は、所有権移転 29 件、地上権設定 18 件です。

初めに、53 頁です。1 番は、畑 1 千 101 m²の売買です。2 番は、田 901 m²、畑 3 千 539 m²の贈与です。3 番は、畑 393 m²の売買です。4 番は、畑 1 千 771 m²の売買です。5 番は、田 521 m²の売買です。

次に、54 頁、6 番は、畑 1 千 726 m²の売買です。7 番は、畑 1 千 995 m²の売買です。8 番は、畑 5 千 446 m²の売買です。9 番は、田 925 m²の売買です。

次に、55 頁、10 番は、畑 1 千 893 m²の売買です。11 番は、畑 466 m²の売買です。12 番は、畑 1 千 2 m²の売買です。13 番は、田 3 千 481 m²の売買です。14 番は、畑 982 m²の売買です。

次に、56 頁、15 番は、畑 818 m²の売買です。16 番は、畑 222 m²の売買です。17 番は、畑 4 千 39 m²の贈与です。18 番は、畑 1 千 436 m²の売買です。19 番は、田 1 千 464 m²の交換です。

次に、57 頁、20 番は、田 1 千 972 m²、畑 263 m²の交換です。21 番は、畑 557 m²の売買です。22 番は、畑 2 千 164 m²の売買です。23 番は、畑 6 千 825 m²の売買です。24 番は、田 2 千 2 m²の売買です。

次に、58 頁、25 番は、畑 2 千 91 m²の売買です。26 番は、畑 1 千 429 m²の交換です。27 番は、田 1 千 531 m²の売買です。28 番は、田 952 m²の売買です。次の 29 番から 62 頁 46 番までは、全て設定期間 10 年間の地上権設定です。5 条申請と関連です。

次に、62 頁、47 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、62 頁、47 番を川崎委員に、報告をお願いします。

川 崎 　推進委員の川崎です。去る 12 月 15 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、62 頁の 47 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘しょやそばを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました 47 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、63 頁、議案第 74 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。

井手口 　議案第 74 号、63 頁から 73 頁です。今回は、43 件です。

63 頁をご覧ください。1 番は、庭を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、資材置場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

4 番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、64 頁、5 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

6 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

7 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

8 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、65 頁、9 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次の 10 番から 73 頁 43 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、65 頁、10 番から、66 頁、14 番までを村山委員に、66 頁、15 番から、67 頁、18 番までを楠園委員に、67 頁、19 番から、68 頁、22 番までを上野委員に、68 頁、23 番から、69 頁、25 番までを堀之内委員に、69 頁、26 番から、71 頁、35 番までを田村委員に、72 頁、36 番、37 番を田中委員に、72 頁、38 番から、73 頁、43 番までを田村委員に、報告をお願いします。

村山 　議席番号 17 番の村山です。去る 12 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、65 頁の 10 番ですが、申請地は鹿屋内陸工業団地の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第 2 種農地と判断されま

す。申請者は市外で建設業を営む法人で、申請地に資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は田崎地区学習センターの東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に66頁の12番ですが、申請地は田崎簡易郵便局の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、自宅に隣接する申請地にカーポート、倉庫及び通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に一部をカーポート及び通路として使用していることから、始末書を添付して申請を行うものです。

次に13番ですが、申請地は上田崎市宮団地の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は海上自衛隊鹿屋航空基地の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅（8棟）、通路及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、敷地内からの排水の接続先の側溝が小さいことから、排水対策を講じるように指導を行ったところでした。

以上、10番から14番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

楠園 推進委員の楠園です。去る12月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、66頁の15番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内で犬猫の保護活動を行っている方で、自宅に隣接する申請地に倉庫及びドックランを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当

しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に67頁の16番ですが、申請地は大始良東集落センターの北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、家庭菜園を行う計画であることや、法面で利用できない土地が含まれていることから理由書を添付して申請を行うものです。

次に17番ですが、申請地は権現丘公園の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第2種農地と判断されます。申請者は市外でエネルギー事業を営む法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に18番ですが、申請地は17番に隣接しており、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第2種農地と判断されます。申請者は市外で太陽光発電事業を営む法人で、申請地に太陽光発電設備及び駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、15番から18番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上野 議席番号19番の上野です。去る12月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、67頁の19番ですが、申請地は谷田ふれあい館の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内で農畜産業を営む方で、申請地に牛舎、堆肥舎及び資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に68頁の20番ですが、申請地は祓川ふれあいセンターの南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画に

定める農用地区域内農地と判断されます。申請者は市内で畜産業を営む法人で、畜舎を新築するために必要な仮設事務所、仮設トイレ及び駐車場等を申請地に整備する計画です。仮設工作物の設置であり、転用する期間が令和4年8月31日までの一時的な利用であることから、農用地区域内農地の許可要件である「一時転用」に該当すると判断しました。なお、期間満了後は速やかに農地へ復元する旨の農地復元誓約書を添付して申請を行うものです。

次に21番ですが、申請地は寿4丁目公民館の北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅（6棟）、通路及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に22番ですが、申請地は玉山神社の南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため第2種農地と判断されます。申請者は市内で産業機械修理販売業を営む法人の経営者で、申請地に法人のための貸資材置場を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、19番から22番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

堀之内 議席番号15番の堀之内です。去る12月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、68頁の23番ですが、申請地は申良農村環境改善センターの北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び自家用車カーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に69頁の24番ですが、申請地は上小原中学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建築条件付宅地（2棟分）を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に25番ですが、申請地は川東多目的運動広場の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。

申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅（1棟）及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、23番から25番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号10番の田村です。去る11月10日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

69頁の26番から71頁の35番までは、関連がありますので併せて報告いたします。申請地は、東原ICの東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地及び第1種農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、茶の栽培を行うものです。転用の期間は認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。

次に72頁の38番から73頁の43番までについても、関連がありますので併せて報告いたします。申請地は、東原ICの東及び北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地及び第1種農地です。転用事業者は先ほどの報告と同様で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査についても、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほどの報告にあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、26番から35番及び38番から43番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

田 中 議席番号9番の田中です。去る11月10日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転

用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

72 頁の 36 番と 37 番は関連がありますので、併せて報告いたします。申請地は、鹿屋申良 JCT の北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同様で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10 年間となります。調査についても、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほどの報告にあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、36 番及び 37 番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました、許可申請 43 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、74 頁、議案第 75 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 75 号、74 頁から 80 頁です。74 頁の右下の表をご覧ください。

今回は 6 件で、畑 1 万 2 千 431 m²です。次の 75 頁から 80 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、74 頁、1 番から、3 番までを畠井委員に、4 番から、6 番までを立元委員に、報告をお願いします。

畠井 　　議席番号 7 番の畠井です。去る 12 月 14 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

74 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 75 頁をご覧ください。農振への編入の申し出です。申請人は市内の方で、申請地で肝属中部畑地かんがい事業の導入を行う計画です。申請地は南部学校給食センターの東に位置し、周辺の農用地区域内の農地に近接する場所であり、農用地区域への編入は支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 76 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅・駐車場・通路を整備する計画です。申請地は田崎地区学習センターの西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みが

あると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は77頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の社会福祉法人で、申請地に認定こども園を整備する計画です。申請地は笠之原小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請内容は公益性の高い事業であり、許可基準の収用法対象事業に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外・農振への編入は支障がないと判断しました。

立元 推進委員の立元です。去る12月14日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

次の4番ですが、周辺図等は78頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を山林として管理する計画です。申請地は3番の隣接地で、笠之原小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第一種農地です。現地は既に山林化しており、また農地への復元も困難であることから農振除外後は非農地に認められると判断しました

次に5番ですが、周辺図等は79頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅・通路を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は80頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に資材置場を整備する計画です。申請地は特別養護老人ホーム以和貴苑の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地の隣接地と一体として整備する計画であることから、許可基準の隣接地一体事業に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 ただいま説明、報告がありました6件です。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、81頁、議案第76号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願い

いします。

井手口 議案第 76 号、81 頁です。今回は 2 件です。

次の 1 番から 2 番までは、すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、81 頁、1 番、2 番を新原委員に、報告をお願いします。

新 原 議席番号 1 番の新原です。去る 12 月 15 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、81 頁の 1 番ですが、申請地は、老人保健施設おさしおの西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は輝北ダムの南東に位置し、昭和 60 年頃から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告があった 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、82 頁、議案第 77 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 77 号、82 頁から 83 頁です。今回新たに、譲渡希望が 82 頁、1 番。

次に、賃貸借希望が 83 頁、1 番から 6 番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

82 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を榎原委員と森園委員にお願いします。

次に、83 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番を園田委員と徳田委員に、3 番を畠井委員と西元委員に、4 番を有村委員と有馬委員に、5 番を田中委員と中尾委員に、6 番を榎原委員と森園委員にお願いします。

次に、84 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事

務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、84 頁から 121 頁です。今回は 74 件で、これらは全て記載のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、84 頁から、121 頁までの 74 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、122 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」を報告いたします。対象の農地は、周囲の畑と高さが異なるため、45cm の盛土を行うものであり、工期が総会前の着手となっていたため、12 月 15 日に、川崎委員により現地調査を行い、専決処分したものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第 9 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局から何かありませんか。

次 長 鹿児島県農業委員会大会の開催及び永年勤続表彰の推薦についてお知らせします。お手元に資料を配布してあります。鹿児島県農業委員会大会は 8 月 31 日に開催予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和 4 年 2 月 1 日（火）に鹿児島市の川商ホール（市民文化ホール）で開催されることになりました。全委員の出席をお願いいたします。都合の悪い方は、年が明けて 1 月 4 日（火）までに事務局へ御連絡ください。昼食やバスの手配がありますので、連絡もれのないよう、お願いします。当日は永年勤続表彰も実施されます。鹿屋市からは 15 年以上勤続に福元副会長、田中委員、田村委員、有村委員、中塩屋委員、倉田委員の 6 名を推薦しております。

次に、畑かん営農推進大会の開催について案内がありましたので、お知らせします。お手元に資料を配布してあります。推進大会は令和 4 年 1 月 19 日（水）13 時 30 分から 16 時で、鹿屋市文化会館で開催されます。出席を希望される方は年明けの 1 月 4 日（火）までに事務局へ御連絡ください。

次に、令和 3 年度大隅地区農林業研修会の開催について案内がありましたので、お知らせします。お手元に資料を配布してあります。研修会は令和 4 年 1 月 20 日（木）13 時 30 分から 15 時 30 分で、ホテルさつき苑で開催されます。出席を希望される方は年明けの 1 月 4 日（火）までに事務局へ御連絡ください。以上です。

局 長 それでは、1 月の調査委員を申し上げます。

1月12日、水曜日、4条・5条の調査が、大園委員、鶴田委員でございます。

1月12日、水曜日、農振調査が、寺下委員、永山委員でございます。

1月13日、木曜日、4条・5条の調査が、中塩屋委員、持増委員でございます。

1月13日、木曜日、3条調査が、園田委員、垣内委員でございます。

1月の総会は、1月21日、金曜日の9時からとなります。

会場については、7階大会議室が市長選挙で使用するため、文化会館隣の鹿屋市中央公民館になりますので、よろしくお願ひします。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第9回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)